

第4章 荒川区読書活動推進プランの実現に向けて

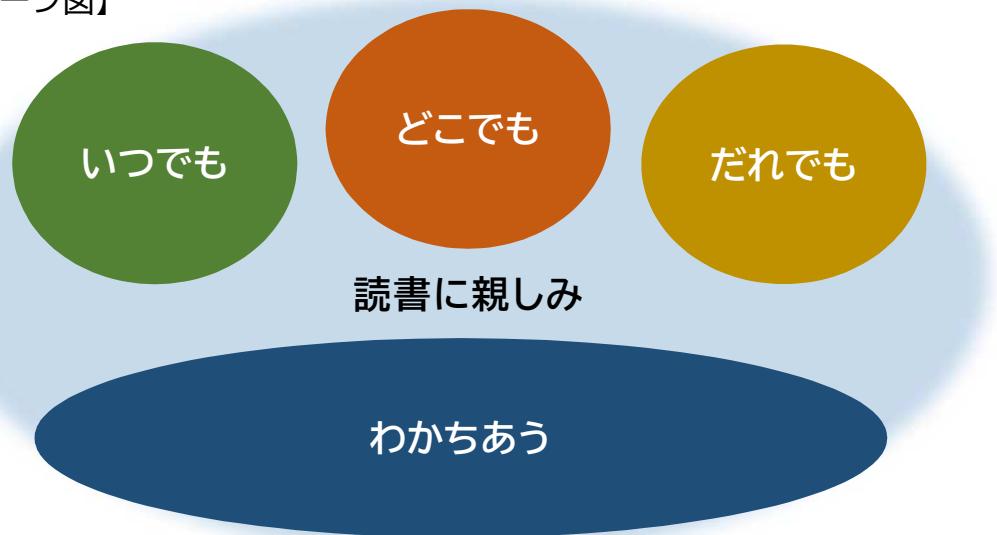
荒川区読書活動推進プランの実現に向けて

第1節 本プラン推進のための方策

スローガン「いつでも どこでも だれでも 読書に親しみ わかちあう」

世代を問わず、暮らしのあらゆる場面で、すべての人が読書に親しむ環境を充実することで、読書を介したコミュニケーションを促進します。それにより、地域と人、人と人をつなぎ、心豊かに暮らすことのできるまちづくりの実現につなげていきます。

【イメージ図】



いつでも

子どもから高齢者まで、成長段階やライフスタイルに応じて読書活動を推進し、楽しく身近で快適な環境を整えます。また、日常的に読書を続けるために、本の楽しさや本がもたらす効果、区立図書館や学校図書館の利活用について周知し、「主体的な読書」を推進します。

他者の読書体験を享受することで関心をもったり、「新たな視点」、「発想」、「価値観」を得て誰かと交換・交流することにより、本を読みたくなる取組を様々な機会をとらえて展開します。

人生を充実させる上で大切な役割を担う読書を、一生涯推進します。

どこでも

暮らしのあらゆる場面や、心地よい時間が過ごせる場所で読書ができるように、家庭・学校・区立図書館・区立施設・区内事業者施設等での読書環境の充実を推進します。

区立小・中学校では、これまでの成果をより進展させるため「荒川区子ども読書活動推進計画」の更なる遂行を図り、子どもたちの主体的かつ個別最適な学習活動を支援するための拠点として力を発揮します。また、生涯にわたる読書習慣を形成していく上での大きな役割を担う場としての力を発揮しつつ、学校を核とした地域力強化の観点から、地域の連携・協働を読書を通じて行えるよう取り組みます。

さらに、本プランの環境整備のプロセスで、人々が一体となり「豊かな心を育む読書のまちづくり」を目指します。

だれでも

すべての人の自由闊達（かたたつ）な読書を支援します。すでに読書が生活の身近にある人、読書に対して困難のある人、本を読む機会がない人等に、それぞれに適した本との出会いを演出し、新たな興味関心を醸成し、より一層充実した読書へと導きます。

障がいのある人の読書環境については「障害者差別解消法」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）に配慮します。

また、本を読まない人、特に中学生・高校生に向けた読書支援では、本を使った情報収集や自らの課題を解決するための支援等、教養や楽しみのためだけではない読書を提案して、全世代の読書人口を増やします。

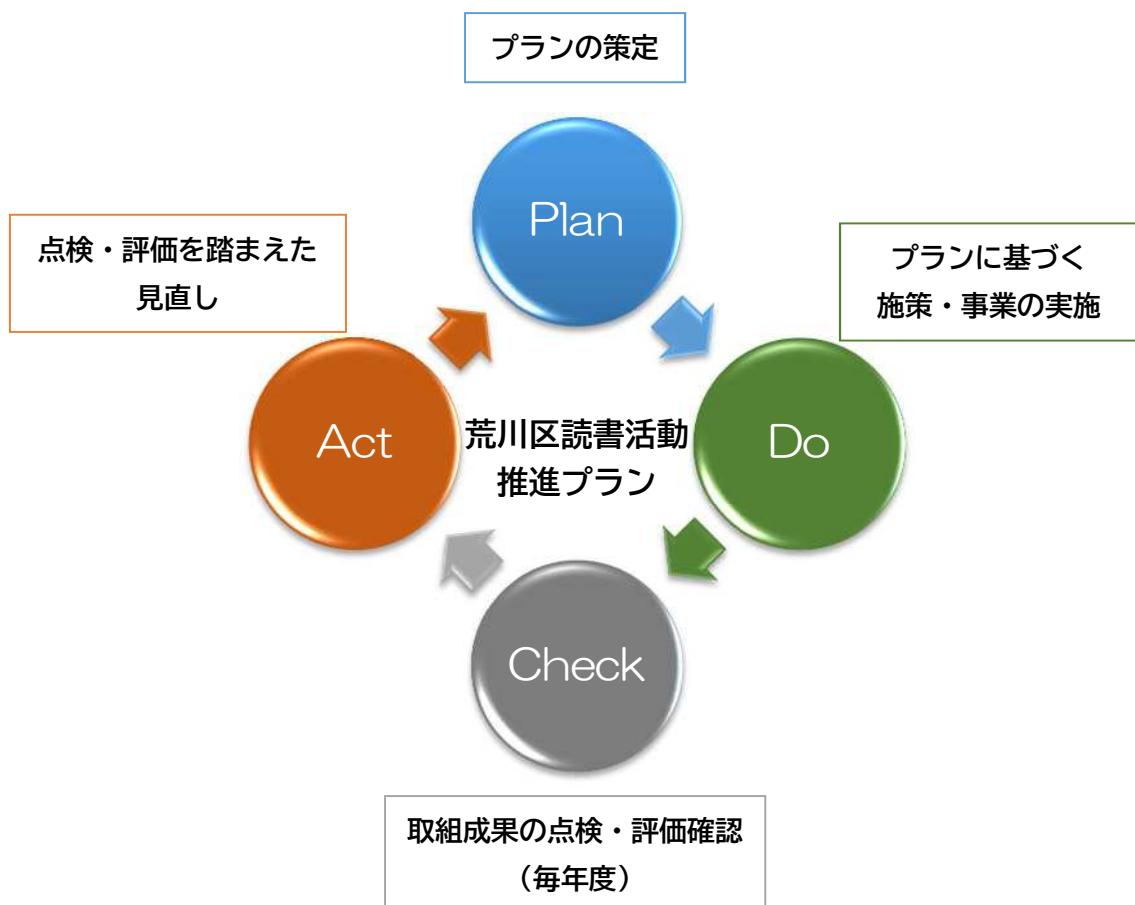
わかち
あう

読書で得た感動や成果を他者と分かち合う力を養い、発揮できる土壤をつくります。そして、個人で完結していた読書を他者と共有し、循環させることによって、一人ひとりが読書活動に新たな視点と価値を見出すことを目指します。

読書を通じて地域と人、人と人をつなぎ、「読書を愛するまち・あらかわ」に関わるすべての人が本や読書を介して、様々なアイデアや思い等を分かち合うことにより、地域を活性化させ、さらに協働的な施策へ発展・実行することで、心豊かに暮らすことのできるまちづくりへと結実させます。

第2節 本プランの推進状況の把握

- 本プランに掲載した施策は、PDCAサイクルに基づいて、区民のニーズを捉えながら、具体的な読書活動推進事業内容を計画し、各年度で計画した内容と実際の取組状況や達成度等を、事業毎に設定した指標を基に点検・評価します。そして、本プランと評価に隔たりがある場合には軌道修正を行っていきます。大きな修正・変更が必要となる場合には、プランの見直しを行います。
- 点検や評価については、毎年度、読書活動推進事業を実施する関係部署により組織するプロジェクトチーム（PT）を発足し、各部署における柱ごとの取組を共有するとともに、組織横断的に連携を図ることで、効果的かつ効率的に事業の実施ができないか等を協議し、次年度に生かしていきます。
なお、毎年度PT等において、プランに沿って読書推進につながる事業を整理し実施していきます。



第3節 家庭、学校、地元書店、区内事業者との連携

- 本プランに掲げた施策を着実に推進し、基本目標を達成するためには、図書館だけでなく、家庭、学校、地域、地元書店、区内事業者が「豊かな心を育む読書のまちづくり」の主体として、実現に向けて一体となって取り組むことが必要です。
そのため、主体すべてが密接に連携・協働して区の読書活動を推進していきます。

第4節 効果的な情報発信

- 本プランに掲げた施策を効果的に推進していくためには、区民の読書に関する興味・関心を高め、主体的な参画・利用を促していくことが不可欠です。また、プランの趣旨や各施策について、家庭や地域に対して積極的かつ分かりやすく情報を発信していくことが必要です。
そのため、プランの趣旨や各施策について、区民に積極的かつ効果的に情報を発信していきます。
- 情報発信に際しては、区立図書館内での周知に限らず、区立施設や街なか図書館等にも協力を得ながら、PT等でより良い周知方法を話し合い、対象者全員に情報が行きわたるよう工夫していきます。